

○道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）	1
○道路法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）	3
○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）	4
○高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（抄）	4
○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）	4
○社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（抄）	6
○土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）（抄）	6
○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）	7
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	7
○日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）（抄）	7
○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	8
○社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）	9
○国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）	12
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	12
○証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（抄）	14
○社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）	14
○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（抄）	14

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文

○道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。

（道路整備費の財源）

第三条 政府は、平成十五年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額（当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額の全額及び石油ガス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。）が同年度の揮発油税の収入額の決算額の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額（以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。）を超えるときは、第一号に掲げる額から当該超える額を控除した額）に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならない。

一（略）

二 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を政府は、前項に定めるもののほか、平成十五年度以降五箇年間は、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間にいうべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の事業の量は、社会資本整備重点計画（平成十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画に即したものでなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、同項の事業の量を都道府県知事に通知しなければならない。

6 前三項の規定は、第三項の事業の量を変更しようとする場合について準用する。

（国の負担金の割合の特例等）

第四条 平成十五年度以降五箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、道路法（第八十八条を除く。）及び土地地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の規定にかかわらず、十分の七（土地地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

(地方道路整備臨時交付金)

- 5 第五条 国は、地方公共団体に対し、平成十五年以降五箇年間は、毎年度、第二条の政令で定める都道府県道その他の道路の舗装その他の改築又は修繕のうちその規模について国土交通大臣が定める基準を超えないものであつて、公共公益施設の整備等に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため一定の地域において一体として行われるべきものに関する事業のうち、当該五箇年間に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められる事業(以下「対象事業」という。)に要する経費の財源に充てるため、交付金を交付する。
- 2 前項の交付金(以下「地方道路整備臨時交付金」という。)の総額は、当該年度の揮発油税の収入額の予算額(当該年度の前々年度の揮発油税の収入額の予算額が同年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額を加算し、当該予算額が当該決算額を超えるときは、当該超える額を控除した額)の四分の一に相当する額を限度とする。
- 3 地方道路整備臨時交付金をその費用の財源に充てて対象事業を実施しようとする道路管理者は、毎年度の当該対象事業の実施に關する計画を国土交通大臣に提出するものとする。この場合において、当該対象事業が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるときは、関係道路管理者が協議して当該計画を作成するものとする。
- 4 地方道路整備臨時交付金は、前項の規定により提出された計画に基づき、地方公共団体ごとに交付するものとし、その額は、第二項の規定による地方道路整備臨時交付金の限度額に配分割合(当該地方公共団体が前項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を当該年度において提出された同項に規定する計画に基づき実施されるすべての対象事業に要する費用の合計額で除した割合をいう。)を乗じた額を基礎とし、当該地方公共団体における道路の整備の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に従い補正した額とする。ただし、その額は、当該地方公共団体が同項に規定する計画に基づき実施する対象事業に要する費用の額を超えることができない。
- 5 対象事業に要する費用については、道路法、道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)その他の法令の規定に基づく国の補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
- 6 (略)

附 則

- 1・2 (略)
- 3 昭和三十三年度における道路整備費の財源については、旧法第三条第二項第二号ハに規定する当該不足額又は同項第三号に規定する昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負担金若しくは昭和三十一年度末までに支払われた地方債に係る償還金の額を、それぞれ第三条第二号に規定する当該不足額又は同条第三号に規定する当該年度の前前年度に納付された地方公共団体の負担金若しくは当該年度の前前年度に支払われた地方債に係る償還金の額とみなす。
- 4 第四条の規定の昭和六十年年度における適用については、同条中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。
- 5 第四条の規定の昭和六十一年年度、昭和六十二年年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」とあるのは、「建設大臣が行う改築については三分の二(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六)、その他の改築については十分の六(土地区画整理事業に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度においては十分の五・五とし、平成三年度及び平成四年度においては十分の五・七五とする)」とする。
- 6 第四条の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六)」とする。

るものにあつては、三分の二」とあるのは、「建設大臣が行う改築については十分の六（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）」、その他の改築については十分の五・七五（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）」とする。

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 5 6 （略）

（管理の特例）

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 5 4 （略）

5 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から前条までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 （略）

（国道の管理に関する費用）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

2 （略）

（道等の特例）

第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の負担若しくは補助を行うこ

とができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により国が道の区域内の道路について、新設又は改築に要する費用にあつてはその四分の三以上で維持、修繕その他の管理に要する費用にあつてはその二分の一以上で政令で定める割合以上の負担を行なう場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の権限の全部又は一部を行なうことができる。
- 3 前項の規定により国土交通大臣が道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村は、政令で定めるところにより、第四十九条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

3・4（略）

○高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）（抄）

（会社の目的）

第一条 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 一 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道
- 二 道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（同法第四十八条の二第二項の規定により道路の部分に指定を受けたものにあつては、当該指定を受けた道路の部分以外の道路の部分のうち国土交通省令で定めるものを含む。）並びにこれと同等の規格及び機能を有する道路（一般国道、都道府県道又は同法第七条第三項に規定する指定市の市道であるものに限る。以下「自動車専用道路等」と総称する。）

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 (略)
- 二 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 三 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)

2 (協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

一 (五) (略)

六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

七 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間

八 (略)

2 (五) (略)

(業務実施計画)

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき（前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあっては、そのすべての会社と協定を締結したとき）は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名

二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）

三 前号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

四 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

五 機構が会社に対して行う第十二条第一項第四号及び第六号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

六 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

七 機構の収支予算の明細

八 その他国土交通省令で定める事項

2 (三) (略)

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合でなければ、同項の認可を  
してはならない。

一 業務実施計画が、協定の内容に適合すること。

- 二 貸付料の額が、第十七条に定める基準に適合するものであること。
- 三 収支予算が、当該高速道路について、承継債務の返済及び第十二条第一項第三号の債務の返済（以下「承継債務等の返済」という。）の確実かつ円滑な実施が図られるものであること。
- 5 (略)

(長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券)

- 第二十二條 機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、機構は、債券を失った者に交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者（引受社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第十五条第二項の規定による先取特権と同順位とする。
- 6 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。
- 7 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「社会資本整備重点計画」とは、社会資本整備事業に関する計画であつて、第四条の規定に従い定められたものをいう。

2 (略)

○土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）

(費用の負担)

- 第百十八條 第三条第一項から第四項まで、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業に要する費用は、施行者が負担する。
- 2 第三条第五項の規定により国土交通大臣が施行する土地区画整理事業に要する費用は、国が負担する。
- 3 国は、第三条第五項の規定により国土交通大臣の指示を受けて都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業については、第

一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担する。

(補助金)

第二百一十一条 国は、第三条第四項の規定により施行する土地区画整理事業が大規模な公共施設の新設若しくは変更に係るものである場合又は災害その他の特別の事情により施行されるものである場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるため、その費用の二分の一以内を施行者に対し補助金として交付することができる。

○道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

第一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）の修繕に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の補助に関し、必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 一五 (略)

○日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）（抄）

(道路債券等に係る債務に関する連帯債務)

第十六条 前条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる会社又は機構が、同表の中欄に掲げる公団の借入金又は債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、当該承継の時までに公団が借り入れた同欄に掲げる借入金に係る債務（同項の規定により機構が承継したものを除く。）及び当該承継の時において発行されている同欄に掲げるすべての債券に係る債務については、同表の下欄に掲げる会社及び機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、公団が国から借り入れた借入金に係る債務及び国が保有しているこれらの債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあつては、この限りでない。

東日本高速道路株式会社、中日 本高速道路株式会社、西日本高 速道路株式会社又は機構	日本道路公団の借入金又は道路 債券	東日本高速道路株式会社、中日 本高速道路株式会社、西日本高 速道路株式会社及び機構
首都高速道路株式会社又は機構	首都高速道路公団の借入金又は	首都高速道路株式会社及び機構



本州四国連絡高速道路株式会社又は機構	本州四国連絡橋公団の借入金又は本州四国連絡橋債券	本州四国連絡高速道路株式会社及び機構
阪神高速道路株式会社又は機構	阪神高速道路公団の借入金又は	阪神高速道路株式会社及び機構
首都高速道路債券		

- 2 前項の場合には、次の各号に掲げる債券（以下「道路債券等」という。）の債権者は、当該各号に定める会社及び機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 一 道路債券 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
  - 二 首都高速道路債券 首都高速道路株式会社
  - 三 阪神高速道路債券 阪神高速道路株式会社
  - 四 本州四国連絡橋債券 本州四国連絡高速道路株式会社
- 3 (略)

○道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（高速道路の新設又は改築）

- 第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第十条第三項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八項は第十九条第四項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協定（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協定を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 高速道路の路線名
  - 二 新設又は改築に係る工事の内容
  - 三 収支予算の明細
  - 四 料金の額及びその徴収期間
  - 3・4 (略)
  - 5 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。
- 一 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。
  - 二 申請に係る高速道路について、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。
  - 三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画

- に適合するものであること。
- 四 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。
- 6 5 10 (略)

(会社が行う高速道路の維持、修繕等)

第四条 会社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した高速道路については、高速自動車国道法第六条の規定、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧(以下単に「災害復旧」という。)を行うものとする。

(法令違反等に関する監督)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し機構又は当該会社に対して、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。))を除く。)に関し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に関し当該地方道路公社に対して、その処分を取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 機構等又は会社のため必要な措置をとることを命ずるが道路法、高速自動車国道法及びこの法律若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分違反すると認められる場合

二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合

2 3 (略)

○社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。

4 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行った者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。

5 この法律において「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう。

6 (略)

7 この法律において「上位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

一 直近上位機関

- 二 直近上位機関の直近上位機関
- 三 前号又はこの号の規定により上位機関に該当するものの直近上位機関
- 8 この法律において「直近下位機関」とは、振替機関等が第十二条第一項又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により口座を開設した口座管理機関をいう。
- 9 この法律において「下位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - 一 直近下位機関
  - 二 直近下位機関の直近下位機関
  - 三 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関
- 10 (略)
- 11 (略)

第十二条 (口座の開設及び振替口座簿の備付け)

- 2 (略)
- 3 振替機関は、振替口座簿を備えなければならない。

(発行者の同意)

- 第十三条 振替機関は、あらかじめ発行者から当該振替機関において取り扱うことについて同意を得た社債等でなければ、取り扱うことができない。
- 2・3 (略)

(口座管理機関の業務)

- 第四十五条 (略)
- 2 口座管理機関は、振替口座簿を備えなければならない。

(振替手続)

- 第七十条 特定の銘柄の振替社債について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 2・8 (略)

(抹消手続)

- 第七十一条 特定の銘柄の振替社債について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。
- 2・8 (略)

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第九十一条 (略)

2 (略)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

二 次に掲げる国債の区分に応じ、それぞれ次に定める事項(以下この章において「銘柄」という。)

イハ (略)

ニ その他の振替国債 名称及び記号

三六 (略)

4 5 6 (略)

(振替国債の発行時の新規記載又は記録手続)

第九十二条 (略)

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録する欄(以下この章において「記録する欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第二百二十条 第四章の規定(第六十六条第一号イからニまで、第六十九条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号ロ及びハ、第六十九条の二、第七十条の二並びに第四節の規定を除く。)及び第六十四条の規定は、特別法人債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十三条において「短期社債」という。)	信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債又は農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債に表示されるべき権利
第六十七条	社債券	債券
第六十八条第三項第二号	商号	名称

第六十九条第一項第二号	又は質権者である加入者	である加入者
第六十九条第一項第四号	金額（次号に掲げるものを除く。）	金額
第六十九条第二項第一号イ	加入者（同号の社債権者であるものに限る。）	加入者
第六十九条第二項第二号	金額と同項第五号の金額を合計した金額	金額
第七十条第三項第二号	第六号	第四号
第七十一条第七項	質権欄 社債管理者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 社債管理者等	第六十八条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。） 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者 特別法人債管理者
第七十一条第八項	社債管理者等	特別法人債管理者
第八十条第一項及び第八十一条第一項	この条及び第八十五条	この条

○国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）（抄）

第六条 無記名国債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ証券又ハ利札ノ持参人カ償還又ハ仕払ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕払ノ日以後ノ利子ヲ弁償スヘキ旨ヲ約シテ担保ヲ提供シ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ仕払ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行ノ确实ト認メタル保証人ヲ立テ担保ノ提供ニ代フルコトヲ得

2 担保ヲ提供シタル者カ債務ノ履行ヲ為ササルトキハ担保ヲ以テ之ニ充テ過剩額アルトキハ之ヲ還付ス

3 金銭以外ノ担保ハ之ヲ公売ニ付ス

4 公売ニ関スル規定ハ財務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 民法施行法第五十七条ノ規定ハ国債証券及其ノ利札ニ之ヲ適用セス

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

(一般会計からの繰入れの特例)

第四十二条 第六条の規定にかかわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の場合において、国債(一般会計の負担に属する公債及び借入金(政令で定めるものを除く。))に限る。以下この項及び次項において同じ。)の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。

3 前項の国債の総額の計算に際し、割引の方法をもって発行された公債については、発行価格をもって額面金額とみなす。

4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもって発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

5 前各項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(歳入及び歳出)

第二百一条 (略)

2 道路整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第三項ただし書、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第八十一号)第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第二十二條第一

項若しくは第三項又は沖繩振興特別措置法第六條第五項の規定による負担金

ハ 道路法第三十一条第五項、第五十四條の二第一項、第五十五條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項若しくは第三

項若しくは第六十二條、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二

十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七條第一項(同法第八條第三項において準用す

る場合を含む。)、第十三條第一項若しくは第十九條の規定による負担金

ニ 道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金

ホ 道路関係受託工事に係る納付金

ヘ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十条第一項、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第

九條第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十一条第一項若しくは第十三條の四第

一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五條第一項、民間資金等

の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三條第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸

付金の償還金

ト 道路整備事業に係る出資に対する配当金

チ この勘定に所属する株式の処分による収入

リ 附属雑収入

二 歳出

イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用（これらの事業又は工事の業務取扱いに関する諸費及び社会資本整備に関する横断的な調査に要する費用を除く。）

ロ 一般会計への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 附属諸費

3 5 (略)

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百三条 (略)

2 道路整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、道路整備事業に要する費用で国が負担するものとする。

3 5 (略)

○証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（抄）

(社債等登録法の廃止)

第三条 社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）は、廃止する。

附 則

(社債等登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の社債等登録法（以下「旧社債等登録法」という。）第三条第一項（旧社債等登録法第十四条において準用する場合を含む。）の規定により登録されている社債（以下「登録社債等」という。）については、旧社債等登録法の規定は、なおその効力を有する。

○社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）（抄）

第二条 社債ノ登録ハ勅令ヲ以テ定ムル法人（以下登録機関ト称ス）ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第三条 社債ノ登録ハ社債権者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

2 登録機関ハ正当ノ事由アルニ非ザレバ社債ノ登録ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四条 登録ヲ為シタル社債ニ付テハ債券ハ之ヲ発行セズ

2 登録機関債券ヲ発行シタル社債ニ付登録ヲ為ストキハ其ノ債券ヲ回収スルコトヲ要ス

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）

(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第一百八条、第二百一一条及び第二百二十三条の改正規定、第二百二十八条の改正規定(同条を第二百九十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に七章を加える改正規定(第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。))、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。))、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五十三条、第二百六十一条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。))、第三項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十二条、第二百六十八条第一項(同項において準用する第二百五十八条第二項(第二号から第四号までを除く。))、並びに第二百六十九条に係る部分に限る。)、並びに同法附則第十九条の表の改正規定(「第一百十一条」を「第一百十一条」に改める部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。)、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条(第一項を除く。))、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第一百二十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第二百二十六条の改正規定、附則第二百二十条から第二百二十二条までの規定、附則第二百二十三条中産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第二百五条の規定並びに附則第二百二十九条中会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。